

令和6年6月21日

総務省情報流通行政局 情報流通振興課
情報流通適正化推進室 御中

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会・
とりまとめ（素案）への意見、質問についてのご依頼について（回答）

平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令6年6月19日に貴省からご依頼を賜りました、とりまとめ（素案）（※）への
意見、質問について回答を申し上げます。

なお、本回答については、会合の参考資料として掲載のみを希望いたします。

※ 資料 23-1-1 とりまとめ（素案）（第1章から第6章「1. 対応の基本的な考え方」まで）

記

【意見】

（とりまとめの進め方について）

- ・ 表現の自由にかかわる重要なテーマであり、結論や期限ありきではなく、丁寧に議論を進めていただくようお願いします。
- ・ 偽誤情報に係るコンテンツモデレーションやインターネット広告の実務について、十分に実態が把握できていないものについては、丁寧かつ的を絞ったヒアリング等により正確な把握に努めていただき、その結果を十分に踏まえて、議論を進めていただくようお願いします。

（とりまとめ（素案）について）

- ・ ヒアリング結果の総括に関しては、会議において会員社が指摘を受けていない事項や事実誤認と思われる記載が見受けられます。政策立案の根拠として十分に客観的かつ合理的なものとなるよう、内容の正確性や評価プロセスの透明性の確保に特に注意を払っていただくようお願いします。

以上